

令和 8 年 7 月 8 日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 青嶋 亜紀子

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する
暫定的な不当廉売関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、関税定率法第 8 条第 9 項及び第 37 項の規定に基づき、「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（令和 8 年政令第 224 号）が制定され、下記のとおり、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して不当廉売関税が発動されることになりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号

下表に掲げる物品（ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板）で、令和 8 年 7 月 9 日（木）から同年 11 月 8 日（日）までの期間内に輸入されるもの（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）を原産地とするもの又は同国及び同地域から本邦に輸出されたものに限る。）。

ただし、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の生産に際して中国及び台湾において熱延鋼帯（関税定率法の別表第 7 2 1 9. 1 1 号から第 7 2 1 9. 1 4 号まで及び第 7 2 1 9. 9 0 号並びに第 7 2 2 0. 1 1 号、第 7 2 2 0. 1 2 号及び第 7 2 2 0. 9 0 号に掲げる物品のうち、熱間圧延をしたもので巻いたのものをいう。）について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨が経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が税関長に提出されたものを除く。

対象となる物品
関税定率法の別表第 7 2 1 9. 3 1 号から第 7 2 1 9. 9 0 号まで並びに第 7 2 2 0. 2 0 号及び第 7 2 2 0. 9 0 号に掲げる物品のうち、いずれにも該当するもの
イ ニッケルの含有量が全重量の 0. 6 パーセントを超えるもの
ロ 冷間圧延をしたもの（クラッドし、めっきし、又は被覆したもの及び次に掲げる加工したものを除く。）
（１）長方形（正方形を除く。）のものであって、側面以外の全面に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの
（２）長方形（正方形を除く。）以外ののものであって、側面以外の全面又は外周に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの

2. 発動後の税率

対 象	税 率
中国を原産地とするもの又は中国から本邦に輸出されたもの	一般の関税＋42.1%
台湾を原産地とするもの又は台湾から本邦に輸出されたもの（中国を原産地とするもの又は中国から本邦に輸出されたものを除く。）	一般の関税＋20.1%
下表の左欄に掲げる生産者により生産されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板	それぞれ下記表の右欄に定める税率

生 産 者	税 率
グアンドン・ヨンジン・メタル・テクノロジー・カンパニー・リミテッド（GUANGDONG YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO., LTD.）	一般の関税＋27.7%
シャンシー・タイガン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド（SHANXI TAIGANG STAINLESS STEEL CO., LTD.）	一般の関税＋27.7%
シャンハイ・スタル・プレシジョン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド（SHANGHAI STAL PRECISION STAINLESS STEEL CO., LTD.）	一般の関税＋27.7%
ジャンスー・ヨンジン・メタル・テクノロジー・カンパニー・リミテッド（JIAGSU YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO., LTD.）	一般の関税＋27.7%
ニンボー・バオシン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド（NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.）	一般の関税＋27.7%
イエ・ユナイテッド・スチール・コーポレーション（YIEH UNITED STEEL CORPORATION）	一般の関税＋3.6%
ジエ・ジン・ステンレス・スチール・インダストリー・カンパニー・リミテッド（JIE JIN STAINLESS STEEL INDUSTRY CO., LTD.）	一般の関税＋3.6%
タイワン・ニッポン・プレシジョン・ストリップ・マテリアル・カンパニー・リミテッド（TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.）	一般の関税＋3.6%
タン・エン・アイアン・ワークス・カンパニー・リミテッド（TANG ENG IRON WORKS CO., LTD.）	一般の関税＋3.6%
トン・ムン・ディベロップメント・カンパニー・リミテッド（TUNG MUNG DEVELOPMENT CO., LTD.）	一般の関税＋3.6%
ユアン・ロン・ステンレス・スチール・コーポレーション（YUAN LONG STAINLESS STEEL CORP.）	一般の関税＋3.6%

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門（06－6576－3313）までお問い合わせください。